

六ツ美中部小学校の地域学校協働活動



学校
(コミュニティ・スクール)



学校運営協議会

【地教行法第47条の5】

こんな教育を展開
します

教育方針を承認します



こんな子供を育てたい!

これからは、〇〇に
力を入れたらどうか

月1回「ざくろの会(案)」開催

学校運営協議会のメンバーの他、家庭・地域・企業等の方が参加できるオープンな集まり。決定機関ではなく、意見交流の場。学校運営協議会主催。



こんなことに
困っています

〇〇なら力にな
れると思う

地域学校協働活動 (学校支援活動体制)



学習支援部会

読み聞かせ 昔の遊び 田植え
なのはなプロジェクト プール監視
総合学習等外部講師 社会見学補助
企業出前授業 等

環境整備部会

花壇の世話
草刈り
丸池清掃 等

安全部会

登下校見守り
青色パトロール 等

文化・スポーツ部会

放課後活動支援(部活動支援)
地域行事参画促進
親ゼミ 竹馬活動 等

るるの会 明生クラブ 碧の会 JAあいちみかわ
地域包括支援センター ちゅらぼ 28会 30会
令和会 パトロール隊 登下校ボランティア
学区まつり実行委員会 等

家庭・地域

学校がこんな活動を考えています

力になります!

地域学校協働活動推進員

【社会教育法第9条の7】

現在、地域学校協働活動推進員は委嘱されていない。学校運営協議会委員がこの役割を担っている。



地域
住民

保護者

PTA

企業
NPO

スポ
ーツ団体

社教
団体